

一般名処方加算及び後発医薬品使用体制加算について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。

また、一部の医薬品は、十分な供給が難しい状況が続いており、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により処方箋を発行することがあります。

一般名処方となることで、保険薬局にて、「先発医薬品」と「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のお薬の調剤を選んでいただくことができ、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医薬品の供給体制により医薬品が変更になる場合は治療計画の見直し等、適切に対応できる体制があります。
ご不明点は医師・薬剤師にご相談ください。

